

西宮市在宅療養相談支援センター委託先選定基準要領

(趣旨)

第1条 西宮市在宅療養相談支援センター（以下「センター」という。）の公平・公正な選定を行うため、この要領を定める。

(配置基準)

第2条 センターは、西宮市介護保険事業計画が定める地域包括ケア連携圏域（以下「連携圏域」という。）に1箇所設置するものとする。

(選定基準)

第3条 センター運営事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者の中から選定するものとする。

1. 該当する連携圏域内に主たる事業所を有すること。
2. センターに併設する事業所内で訪問看護及び居宅介護支援の介護保険事業者指定（みなし指定を除く）を受けていること。
3. センター運営法人が、センター設置場所の隣接地において病院を開設しており、急性期からの受入れ、緊急時の受入れ又は在宅復帰支援に積極的に対応していること。
4. 西宮市在宅療養相談支援センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する人員体制（専門職の配置等）を確保できるもの。
5. 要綱第7条に規定する運営の公平性・中立性の要件を確保できるもの。
6. その他、センター運営にあたり、別に定める西宮市在宅療養相談支援センター運営業務委託仕様書及び関係法令を遵守できるもの。

(選定手続き)

第4条 前条の要件を満たす事業者のうちから、地方自治法施行令の規定に則り選定するものとする。

- 2 前項の手続きを経て選定された受託事業者については、西宮市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）に報告する。